

住所変更手続きのしおり

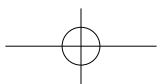
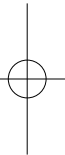
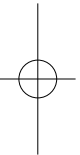
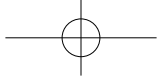
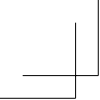
このしおりは大切に保管し、必要に応じて確認してください。

令和3年1月30日(土) から 住所が変わります



八潮市





はじめに

大字伊草及び大字小作田の一部地区は、草加都市計画事業稲荷伊草第二土地区画整理事業地区となっています。

昭和 58 年 8 月 5 日から進めてきた土地区画整理事業の完了に伴い、**令和3年1月30日（土）から**、新しい町名地番に変更され、あわせて住所等の表し方も変わります。

このしおりは、新しい住所等の表し方や、必要となる手続きについてご案内するものです。

目次

1	皆さまにお届けするもの	1
2	新しい住所等の表し方	2
3	新しい住所について	3
4	郵便番号について	3
5	住所変更の手続きについて	
①	住所変更手続きの必要のないもの	4・5
②	皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの	6～11
6	その他	
①	町会・自治会の区域について	12
②	通学区域について	12
③	ごみの収集について	12
④	郵便物の送付について	12
7	関係機関案内	13・14

1 皆さまにお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

住所変更手続きのしおり (1通)	・ 住所変更の実施に伴い皆さまに知っていただきたいことと住所変更手続き等を説明した冊子（現在ご覧いただいている冊子）です。
住所変更のお知らせ (1枚)	・ 今回の住所変更により新しく設定されるあなたの住所（予定）が記載されています。 ・ <u>証明書としてはお使いできません。</u>

◆ 変更日（令和3年1月30日）以降にお届けするもの

住所変更決定通知書 (1枚)	・ 新しく設定されたあなたの住所が記載されています。 ・ 住所変更決定通知書は、再発行できません。
住所変更証明書 (個人5枚) (法人10枚)	・ 住所変更証明書は、変更日以降、住所変更の証明書として、各種の手続きに使用できます。 ・ 住所変更証明書が不足となった場合は、個人については市役所の市民課および駅前出張所において、法人については市役所の区画整理課において無料で発行します。 ・ 個人については、15歳以上の方を対象に住所変更証明書を送付します。15歳に満たない方で必要な方は、変更日以降、市役所の市民課および駅前出張所において無料で発行します。
住所変更のお知らせ用はがき (1世帯50枚)	・ 新しい住所を知人・取引先などにお知らせするもので、日本郵便㈱が発行する無料はがきです。 ・ はがきの裏面に新しい住所をご記入いただき、同封の回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局またはポストにお出してください。

2 新しい住所等の表し方

新しい住所の表し方は、次のようになります。

◆ 住所 および 本籍 町名と番地が変わります。

変更前				変更後		
八潮市	大字伊草	〇〇番地〇	➡	八潮市	伊草一丁目	〇〇番地〇
	大字小作田	〇〇番地〇			<u>伊草二丁目</u>	<u>〇〇番地〇</u>
					新町名	新番地

◆ 不動産（土地・建物）..... 町名と地番が変わり、字が廃止になります。

【例】 変更前				変更後		
八潮市	大字伊草字村付	123番（地）	➡	八潮市	<u>伊草一丁目</u>	<u>1番（地）</u> 1
					新町名	新番地
※ 土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。						

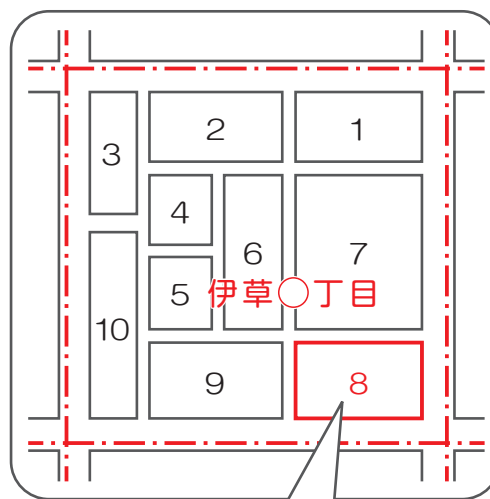
3 新しい住所について

◆ 町界の変更と新しい町名

町の境界を、道路・河川などに沿ったものに変更します。

また、大きすぎる区域は適切な広さに分割し、新しい町名をつけます。

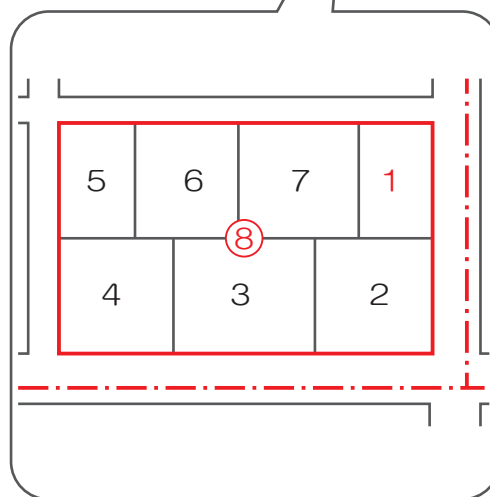
【例】 伊草○丁目



◆ 地番

新しい町の中で、道路等で囲まれたブロックごとに、親番を設定し、ブロック内の区画ごとに、枝番を設定します。

【例】 伊草○丁目 8番地1



4 郵便番号について

新町名の郵便番号は、以下のとおりです。

伊草一丁目、伊草二丁目	340-0806 ※大字伊草と同じになります。
-------------	----------------------------

5 住所変更の手続きについて

新しい住所への変更に伴い、市役所、法務局などが住所の書き換えを行うものと、皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要のあるものがあります。

それぞれ主なものをご案内しますので、ご確認ください。

① 住所変更手続きの**必要のないもの**

市役所	・住民票（住民基本台帳） ・戸籍・戸籍の附票 ※ただし、本籍と住所を合わせる場合は、転籍届が必要となります。 ・印鑑登録原票 ・原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車の所有者の住所 ・国民年金第 1 号被保険者の方の住所 ・年金の給付を受けている方の住所 ※ただし、特別な事情によりマイナンバーと基礎年金番号が紐づいていない方は、届出が必要です。越谷年金事務所または各共済組合にお問い合わせください。 ・福祉タクシー利用券、自動車燃料費利用券（ガソリン券）の住所 ・畜犬登録 ・就学援助認定通知書 ・施設等利用給付認定通知書 ……など
法務局	・土地登記簿（表題部の所在欄のみ）、建物登記簿（表題部の所在欄のみ） ※所有名義人などの住所は、ご本人の申請があるまで変わりません。 詳しくは、11 ページをご参照ください。
公共サービス	・NHK ・NTT（固定電話） ・東京電力 ・東京ガス ・郵便 ・上下水道
その他	・旅券（パスポート） ※旅券（パスポート）の最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。

■ 新しい住所に書き換えた証書等が自動的に送付されるもの

市 役 所	証 書 等	担 当 課	問い合わせ先
	・ 国民健康保険被保険者証 ・ 国民健康保険高齢受給者証 ・ 後期高齢者医療被保険者証	国保年金課	資格管理係 電話：048-996-2111 内線(212)
	・ 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 国民健康保険限度額適用認定証 ・ 国民健康保険特定疾病療養受療証 ・ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	国保年金課	保険給付係 電話：048-996-2111 内線(327)
	・ こども医療費受給資格証	子育て支援課	児童給付係 電話：048-996-2111 内線(209)
	・ 子どものための教育・保育給付に係る支給認定証	保育課	保育係 電話：048-996-2111 内線(314)
	・ 介護保険被保険者証 ・ 介護保険負担割合証 ・ 介護保険負担限度額認定証	長寿介護課	介護給付係 電話：048-996-2111 内線(443)

② 皆さまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により皆さまに住所変更の手続きをしていただく必要があります。

一部の手続き（法人の変更登録等）を除いて明確な期限はありません。皆さまのご都合に合わせて手続きをしてください。ただし、手続きができるのは変更日（令和3年1月30日）後の**令和3年2月1日から**となりますのでご注意ください。

手続きには、「住所変更決定通知書」または「住所変更証明書」が必要となるものがあります。「住所変更証明書」が不足する場合は、無料で不足する枚数を発行します。窓口は、個人については市役所の市民課と駅前出張所、法人については市役所の区画整理課となります。

■ 市役所関係

《各手続きは令和3年2月1日以降に行ってください》

必要な手続き等 (事柄)	手 続 先	必要な書類など	期 限
住民基本台帳カード (写真付)の住所変更	市役所 市民課 月～金曜日 午前9時から 午後5時15分まで 第2日曜日 午前9時から午後5時 まで(正午から午後1 時を除く) ※令和2年度中の第2日 曜日 2月14日、3月 14日 その他の日曜日 午前9時から正午まで	・住民基本台帳カード ・暗証番号がわかるもの ※暗証番号が不明な方 は、再設定の手続きが 必要なため、本人が来 庁してください。	お早めに変更手続き をしてください。
個人番号(マイナンバ ー)カードの住所変更 ※通知カードは、法改正に より住所変更ができま せん。	土曜日および第3土曜日 に続く日曜日は、受付で きません。 ※令和2年度中の受付で きない日曜日 2月21日、3月21日 電話：048-996-2111 内線(210) (直通)048-996-2433 駅前出張所 月～金曜日 午前9時から 午後7時まで 電話：048-999-0840	・個人番号(マイナンバ ー)カード ・暗証番号がわかるもの ※暗証番号が不明な方 は、再設定の手続きが 必要なため、本人が来 庁してください。	お早めに変更手続き をしてください。

在留カード等の住所変更	市役所 市民課 月～金曜日 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分まで 第 2 日曜日 午前 9 時から午後 5 時 まで(正午から午後 1 時を除く) ※令和 2 年度中の第 2 日 曜日 2 月 14 日、3 月 14 日 その他の日曜日 午前 9 時から正午まで 電話 : 048-996-2111 内線(210) (直通)048-996-2433 駅前出張所 月～金曜日 午前 8 時 30 分から 午後 7 時まで 電話 : 048-999-0840	・在留カード、特別永住 者証明書または外国 人登録証明書のいづ れか	お早めに変更手続き をしてください。
身体障害者手帳の住所 変更	市役所 障がい福祉課 月～金曜日 午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで 電話 : 048-996-2111 内線 (428・453)	・身体障害者手帳 ・印鑑 (再交付をご希望の場 合は、写真が必要で す。)	お早めに変更手続き をしてください。 (窓口で新しい住所 に書き換えます。 ご希望があれば印字 をした手帳を再交付 することもできま す。)
療育手帳の住所変更		・療育手帳 ・印鑑 (再交付をご希望の場 合は、写真が必要で す。)	
精神障害者保健福祉手 帳の住所変更		・精神障害者保健福祉手 帳 ・印鑑	住所変更後も引き続 きそのままの状態 で使用することができ ます。 なお、令和 3 年 2 月 1 日以降に障がい福 祉課にお持ちいただ ければ、新しい住所 に書き換えます。 ご希望があれば再交 付することも可能で す。
自立支援医療(育成医 療・更生医療・精神通院) 受給者証の住所変更		・自立支援医療(育成医 療・更生医療・精神通 院)受給者証 ・印鑑	

障害福祉サービス受給者証の住所変更	市役所 障がい福祉課 月～金曜日 午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで 電話：048-996-2111 内線（428・453）	・障害福祉サービス受給者証	住所変更後も引き続きそのままの状態で使用することができます。 なお、令和 3 年 2 月 1 日以降に障がい福祉課にお持ちいただければ、新しい住所に書き換えます。
移動支援事業利用者証の住所変更		・移動支援事業利用者証	
生活サポート事業利用者証の住所変更		・生活サポート事業利用者証	
障がい児通所受給者証の住所変更		・通所受給者証	
重度心身障害者医療費受給者証の住所変更		・重度心身障害者医療費受給者証 ・印鑑	
特別児童扶養手当証書の住所変更		・特別児童扶養手当証書 ・印鑑	
まんまるよやくシステム利用者の住所変更	市内各公共施設	・利用者登録カード ・利用者登録変更申請書（施設窓口で配布） ・ご本人が確認できるもの	お早めに変更手続きをしてください。
学校に届出をしているものの住所変更	通学している学校	・住所変更決定通知書または住所変更証明書のいずれか	お早めに変更手続きをしてください。
利用者登録（図書館）	八潮市立八幡・八条図書館 火～日曜日 午前 9 時から 午後 7 時まで 駅前出張所図書窓口 月～金曜日 午前 9 時から 午後 7 時まで	・貸出申込書	お早めに変更手続きをしてください。

■ 年金関係

《各手続きは令和3年2月1日以降に行ってください》

必要な手続き等 (事柄)	手 続 先	必要な書類など	期 限
厚生年金・共済年金被保険者の住所変更	各勤務先	各勤務先に確認してから住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。
国民年金第3号被保険者の住所変更	配偶者の勤務先	各勤務先に確認してから住所変更の手続きをしてください。	お早めに変更手続きをしてください。

■ 自動車関係

《各手続きは令和3年2月1日以降に行ってください》

必要な手続き等 (事柄)	手 続 先	必要な書類など	期 限
運転免許証の住所、本籍の変更	草加警察署 草加市花栗三丁目 2番23号 電話：048-943-0110	・運転免許証 ・住所変更決定通知書 または住所変更証明書 ・本籍変更証明書 (本籍変更がある場合)	お早めに変更手続きをしてください。 (更新時でも可)
軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 春日部市下大増新田 字東耕地115番1 電話：050-3816-3113	・検査証記入申請書 (申請書は有料です) ・住所変更決定通知書 または住所変更証明書 ・使用者の印鑑 ・車検証 ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。 (法人の場合は代表者印)	お早めに変更手続きをしてください。
自動車・オートバイ (125cc超)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 春日部市大字増戸 723番地1 電話：050-5540-2028 (テレホンサービス)	・検査証記入申請書 (申請書は有料です) ・住所変更決定通知書 または住所変更証明書 ・使用者の印鑑 ・車検証(軽二輪は届出済証と自賠責保険証) ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。 (法人の場合は代表者印)	お早めに変更手続きをしてください。

■ 会社・法人関係

《各手続きは令和3年2月1日以降に行ってください》

必要な手続き等 (事柄)	申 請 先	必要な書類など	期 限
会社・各種法人の本店・支店(主たる事務所・従たる事務所)の所在地の変更登記 代表者等の住所の変更登記	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局 支店(従たる事務所)が変更になる場合は、その管轄法務局	・ 登記申請書 ・ 住所変更決定通知書 または住所変更証明書	本店：2週間以内 支店：3週間以内

■ その他

《各手続きは令和3年2月1日以降に行ってください》

必要な手続き等 (事柄)	届 出 先	必要な書類など	期 限
大気汚染防止法等の工場・事業場に係る県への各種届出 水質汚濁防止法の工場・事業場に係る県への各種届出	越谷環境管理事務所 越谷市越ヶ谷四丁目 2番82号 電話：048-966-2311	・ 氏名等変更届出書	30日以内

上記以外にも、住所変更の届出が必要なものがあれば、所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。
また、預金通帳、携帯電話などについては、関係機関へご確認ください。

■ 不動産（土地・建物）登記

＜注意 土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について＞

土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更手続き、売買・贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

各手続きについては、登記事務停止期間が終了した後に行ってください。

なお、登記事務停止期間は、令和3年1月30日から2ヶ月程度が予定されています。

事 柄	申 請 先	必要書類など	期 限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 草加市・八潮市・三郷市内 の土地・建物等については さいたま地方法務局草 加出張所となります。 〒340-0006 草加市八幡町 735 番地 1 電話：048-936-0354～5	①登記申請書 ②住所変更証明書 ③印鑑	※住所変更の手続きに期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が生じたときに合わせて手続きをされても結構です。
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記			

6 その他

① 町会・自治会の区域について

町会・自治会は、皆さまが自主的に組織、運営しているもので、町の区域や町名変更に直接関係するものではありませんので、今までどおりの運営で差し支えありません。

② 通学区域について

住所変更によって通学区域が変わることはありません。

③ ごみの収集について

ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

④ 郵便物の送付について

市役所等からお送りします通知書等が、事務処理の都合上、旧住所で郵送される場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

7 関係機関案内



☆ 八潮市役所

住所：八潮市中央一丁目2番地1

電話：048-996-2111(代表)

交通：バス…つくばエクスプレス・八潮駅北口より「市民温水プール循環」または「八潮団地行き」で「八潮市役所」下車
「草加駅東口行き」で「八潮メセナ」下車
「八潮団地・工業団地循環」で「八潮市役所南」下車

☆ 八潮市役所 駅前出張所

住所：八潮市大瀬一丁目1番地1

電話：048-999-0840

交通：電車…つくばエクスプレス・八潮駅北口より徒歩30秒

注意：法人については、本庁の取扱いとなります。
駅前出張所の駐車場はありません。



☆ さいたま地方法務局

草加出張所

住所：草加市八幡町735番地1

電話：048-936-0354～5

交通：電車…東武スカイツリーライン・新田駅より徒歩15分
バス…新田駅東口より「獨協大学前駅東口行き」または「柿木公民館行き」で「法務局前」下車



☆ 日本郵便株式会社 草加郵便局

住所：草加市栄町三丁目8番1号

電話：048-935-9731

交通：電車…東武スカイツリーライン・獨協大
学前駅東口より徒歩5分

☆ 草加警察署

住所：草加市花栗三丁目2番23号

電話：048-943-0110 (代)

交通：電車…東武スカイツリーライン・獨協大
学前駅西口より徒歩20分
東武スカイツリーライン・草加駅
西口より徒歩30分
バス…草加駅西口より「安行出羽
行き」で「花栗二丁目」
下車徒歩3分
「新郷支所経由川口駅行き」
または「鳩ヶ谷駅行き」で
「草加園」下車徒歩5分

☆ 越谷年金事務所

住所：越谷市弥生町16番地1 越谷ツインシティBシティ3階

電話：048-960-1190

交通：電車…東武スカイツリーライン・越谷駅東口より徒歩2分

☆ 埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所

住所：春日部市大字増戸723番地1

電話：050-5540-2028 (テレホンサービス)

交通：電車…東武アーバンパークライン・豊春駅より徒歩20分

☆ 軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所

住所：春日部市下大増新田字東耕地115番地1

電話：050-3816-3113

交通：バス…春日部駅西口2番乗り場から「かすかべ温泉行き」または
「ウイングハット春日部行き」で「かすかべ温泉」下車徒歩5分

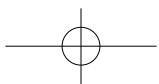
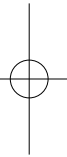
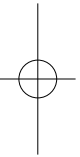
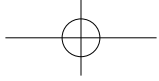
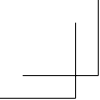
☆ 越谷環境管理事務所

住所：越谷市越ヶ谷四丁目2番82号

電話：048-966-2311

交通：電車…東武スカイツリーライン・越谷駅東口より徒歩10分

× 毛



住みやすさナンバー1のまち 八潮



八 潮 市

【住所変更に関すること】

八潮市役所 都市デザイン部 区画整理課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

電話：048-996-2111(代表)

FAX：048-997-7669

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)